

令和5年7日

保護者の皆様へ

小樽市教育委員会教育長 林 秀 樹

「小樽市立学校における働き方改革」について（通知）

保護者の皆様におかれては、日ごろから、本市教育の充実に向けて、御理解と御支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

現在、社会全体で働き方改革が進められておりますが、中でも学校の働き方改革については大きな社会問題となっており、北海道教育委員会では、道内全ての学校において働き方改革を行うため、平成30年3月に業務改善等の方向性を示した

「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」を策定し、昨年度からはさらなる働き方改革を進める「アクション・プラン（第2期）」に移行しています。

また、令和3年度に北海道教育委員会が集計した教職員の勤務状況においても、1か月当たりの時間外勤務が45時間を超える教頭・教諭の割合が、小学校で4割程度、中学校で5割を超えている月があるなど、依然として長時間勤務が継続している状況です。

このような状況を踏まえ、小樽市教育委員会でも令和3年度に「行動計画（第2期）」を策定し、働き方改革に向けた業務改善等を図るため、継続して取り組んでいるところでございます。

行動計画の概要については裏面に記載しておりますが、子どもたち一人一人の力を最大限に伸ばすためには、教職員が心身ともに健康で意欲的に授業や授業の準備ができる環境づくりが必要でありますので、何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

教育部 教育総務課 職員係

担当 森田、金山

TEL (0134)32-4111 内線 7523

小樽市立学校における働き方改革 行動計画の主な概要

〔目標〕

教育職員の在校等時間から正規の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

〔主な取組〕

① 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ◇ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の配置を進めます。

② 部活動休養日等

- ◇ 全ての部活動で休養日等を実施します。
 - ・ **休養日**
平日は毎週1日以上、土・日曜日・祝日も毎週1日以上休養日を設定するほか学校閉庁日を休養日とします。(大会等の場合は別の日に振替)
また道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めることとします。
 - ・ **活動時間**
平日2時間程度、土・日曜日・祝日及び長期休業期間中は、大会等へ参加する場合を除き、3時間程度とします。

③ 学校閉庁日

- ◇ 長期休業期間中に「学校閉庁日」を設定します。
 - ・ **夏休み**
8月15日前後の特定の平日3日間(学校の事情により異なることもあります)。また、この3日間と連続する土・日曜日・祝日についても「学校閉庁日」とします。(令和5年度は8月11日～16日)
 - ・ **冬休み**
年末年始の6日間(12月29日～1月3日)
また、この6日間と連続する土・日曜日・祝日についても「学校閉庁日」とします。(令和4年度は12月29日～1月3日)
 - ・ 学校閉庁日は基本的に、職員は出勤せず、部活動も行いません。

④ 教育委員会による負担の軽減

- ◇ 学校を対象として行う調査の精選や見直しを行うなど、教職員の負担の軽減につながる取組を推進します。

※学校閉庁日の連絡先

学校閉庁日の学校の電話応答は、時間外アナウンスとなります。
学校宛のお問い合わせ等については、下記までお願いします。

・ 小樽市教育委員会 教育部 教育総務課 職員係

TEL 32-4111 内線 7523 〔受付時間 8:50～17:20〕

※「小樽市立学校における働き方改革 行動計画」の詳細につきましては、小樽市ホームページに掲載していますので、御参照ください。

〔「小樽市 学校 働き方改革」で検索してください。〕

「学校閉庁日」の取組に 御理解と御協力をお願いします

北海道教育委員会では、効果的で質の高い教育活動を持続的に行えるよう、教員が心身ともに健康を保ち、誇りとやりがいをもって働くことができる環境の整備(働き方改革)に力を入れています。

長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組は、北海道教育委員会の主導により全道の公立学校で進めています。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

■「学校閉庁日」とは

- 教職員が生き生きと児童・生徒と向き合うことができるよう、心身の健康を保持するため、休養を取りやすい環境を整備するものです。
- 原則として児童・生徒は登校せず、部活動も休養日とします。
- 基本的に職員が不在となるため、電話対応ができません。

緊急連絡が必要な場合は、各学校が指定する方法により連絡してください。

■「学校閉庁日」の設定期間

【夏期休業期間】

8月15日前後の3日間を基本に学校が設定

【冬期休業期間】

12月29日から翌年1月3日までの6日間

その他、学校が設定する日



お困りの事がありましたら、相談窓口をご利用ください



少年相談110番【道警】(※平日8:45~17:30以外は留守番電話)

0120-677-110

少年の非行や犯罪被害、いじめ、児童虐待等



24時間子供SOSダイヤル【文部科学省】

0120-0-78310

いじめや不安、悩み等、子どものSOS



子ども相談支援センター【道教委】

0120-3882-56

いじめ、不登校、学業・進路、教師との関係、友人関係、生活全般、家族のこと、育児、LGBT、性被害、ヤングケアラーなど

なぜ、学校の働き方改革が必要なのか？

多くの先生方は、教師という職の崇高な使命感から、「子どものためなら、長時間勤務もいとわない。」という想いで一生懸命働いています。

しかし、その中で先生方が疲弊していくのであれば、それは結果として「子どものため」にはつながりません。

先生一人一人が、日々の生活の質や教職人生を豊かにし、人間性や創造性を高めることは、より効果的な教育活動につながります。更に、教師という職の魅力が向上し、教師を志す者の広がりによって、教育全体の質の底上げや持続につながって行きます。

働き方改革は、北海道の教育の質の向上のために取り組んでいます。



— 学校で進めている取組の具体例 —

■部活動の活動時間の見直しや休養日の設定

1日の活動時間を長くても平日では2時間、休業日は3時間程度に設定し、週当たり2日以上以上の休養日を設定しています。

■二人担任制、シフト制の導入

部活動指導で退勤が遅くなる教員は、勤務の開始を遅らせて負担を軽減するなど、二人担任制で担保し、勤務時間の縮減に努めています。

■ICTを活用した教育活動の推進

成績処理等を効率的に行う校務支援システムの導入など、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施等を進めています。

■メールやアプリを活用した家庭との連絡

家庭との効率的かつ即時性のある連絡体制を構築するため、一斉メールや専用アプリを活用しています。

■留守番電話による時間外対応

勤務時間外の時間帯における電話は、留守番電話や応答メッセージによる対応としています。

■PTA会費等の振込、引き落としによる徴収

学校徴収金の収納事務の効率化や保護者の利便性の向上のため、振込や引き落としによる徴収等を行っています。

■学校行事の精選・見直し

地域行事との合同開催や地域人材の協力による運営など、学校行事の効率的な実施や精選に努めています。

■登下校指導等における地域との連携

地域ボランティアの協力による、登下校時の児童・生徒の見守りを行っています。

■コミュニティ・スクールなど、地域との協働体制の構築

地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進めています。

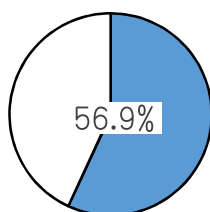
※上記は学校における取組の例であり、実際の取組内容は、各学校の状況に応じて異なります。

北海道の教育を取りまく状況

- 半数以上の教員が、規則で定める時間外勤務の上限(月45時間)を超過しています。
- 教員志願者の減少傾向が続いています。※R4年度小学校教員の受検倍率 1.4倍



時間外勤務を月45時間以上行っている教員の割合



※ 令和元年度(2019年度)教育職員の時間外勤務等に係る実態調査の結果(道教委発表)

教員採用選考検査受検者数の推移

